

愛知県児童福祉専門職員採用サイト構築業務 基本仕様書

1 目的

児童福祉法の改正等に伴う児童相談所の体制強化により、児童福祉司及び児童心理司の増員が求められる中、人材の確保が喫緊の課題となっている。

本業務においては、児童福祉専門職員の採用に特化したウェブサイトを構築し、学生及び転職希望者等を対象に、児童相談所の業務内容、役割、やりがい及び職場としての魅力等を効果的に発信する。

これにより、児童福祉分野に対する理解促進及び関心喚起を図るとともに、受験者数の増加と優秀な人材の確保につなげることを目的とする。

2 業務の内容

本業務は、「1 目的」を達成するため、ウェブサイトを構築する。

なお、愛知県職員採用情報ウェブサイトのトップページに掲載するカバー写真を始め、ウェブサイト構築に必要な写真データは委託者から提供するが、受託者が調達した写真データを使用することも可能とする。

3 業務の詳細

※ 本仕様書で示す内容以外に、本業務の目的に合致し、追加で実施したい業務があれば提案すること。ただし、内容については、委託者との協議により決定する。

(1) 階層構成

別記1を原案として作成すること。

(2) デザイン

ア 愛知県児童福祉専門職員がいきいきと活躍しているメージが膨らみ、将来愛知県の児童福祉専門職員として働きたいと思ってもらえるような、印象に残るデザインとすること。

イ 視覚的により見やすく、かつ分かりやすく、操作しやすいデザインとすること。

ウ トップページをベースとしながら、サイト全体を通じて、統一感のあるデザインとすること。また、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」のデザインと可能な限り統一感を図ること。

(3) 管理システムの作成

県担当者が、情報入力や内容の修正等を行うための仕組みを構築すること。特に、トップページの新着情報、採用情報の詳細については、ファイル等のアップロードにより、職員が容易に更新できるような仕様とすること。

4 その他の要件等

(1) ウェブサイトの保守運営について

- ① 専用又は共用サーバの提供を行うこと。サーバは受託者が用意する機器及び場所で提供するものとする。
- ② 公開日サイトとは別に、コンテンツの更新・保守に必要なテストサイトを用意すること。(第三者による閲覧ができないように設定)
- ③ ウェブサイトのドメインについては、pref.aichi.jp のサブドメインを利用すること。
- ④ 愛知県情報セキュリティポリシーに従って、情報セキュリティ対策を適切に実施すること。
- ⑤ サイトの保守運用
 - ア サーバの動作確認
サーバの稼働状況を監視するシステムで自動監視を行う。
 - イ データのバックアップ
毎日一定時刻にデータのバックアップを行う。
 - ウ システム保守
システム障害発生時における復旧作業を、発見時から原則 24 時間以内に行う。障害原因により、24 時間以内の普及が困難な場合は、速やかに担当者にその旨を伝え、協議の上、暫定措置を行い、可能な限り速やかに復旧措置に取り組むこと。
 - エ ハードウェア保守
ハードウェア障害発生時における普及作業を、発見時から原則 24 時間以内に行う。障害原因により、24 時間以内の普及が困難な場合は、速やかに担当者にその旨を伝え、協議の上、暫定措置を行い、可能な限り速やかに復旧措置に取り組むこと。
 - オ アクセスデータ管理
アクセス解析が可能なソフト等を導入し、アクセス解析を実施する。

(2) ウェブサイトの作成について

- ① サイトの作成にあたっては、高齢者や視覚障害者に配慮した「JIS X 8341-3」及び「愛知県民情報システム Web ページ作成の手引き」を参照し、Web コンテンツアクセシビリティに配慮して作成すること。
- ② 文字コードは、原則として「UTF-8 (UTF-8N)」で作成すること。
- ③ HTML は原則として「HTML5」で作成すること。
- ④ 閲覧環境は、原則として Microsoft Edge 最新版、FireFox 最新版、Safari 最新版、GoogleChrome 最新版とすること。
- ⑤ 愛知県公式ホームページ、愛知県人事委員会事務局職員採用情報サイトのリンクバナーを設置すること。

- ⑥ スマートフォン（Android、iOS）で表示した場合も、レイアウトが適切に表示されるようにすること。
- ⑦ 操作マニュアルを1部作成し、県の担当職員に対し、運用に先立ち操作説明を行うこと。
- ⑧ 2027年1月29日（金）までにウェブサイトの稼働を開始すること。

（3）その他

- ① 事業内容については、本仕様書及び企画提案書によるものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、事前に愛知県と十分協議するとともに、進捗状況を逐次報告すること。
- ③ 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ④ 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ⑤ 本事業の成果物の内容は、受託事業者の承諾なく、その他事業に活用できるものとする。
- ⑥ その他、定めのない事項については、県担当者と協議の上決定する。